

油圧ショベル売払いに係る入札公告

油圧ショベル売払について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和3年2月22日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管理者 西田 三十五

1 売払い財産

財産の名称	数量 (台)	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
油圧ショベル (0.45 m ³ クラス)	1	1,800,000 円 (消費税及び地方消費税 の額を含む。)	契約希望額(消費税込)の 10分の1以上

※機種名、型式等詳細は別紙仕様書のとおり

2 入札に参加することができない方

この公告日現在において、次のいずれかに該当する方はこの入札に参加することができません。

- (1) 満20歳未満の者 ただし、その親権者などが代理人として参加できる場合は除きます。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から3年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的に

あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(6) 日本語を完全に理解できない者

3 入札について

(1) 入札期間

令和3年2月22日(月)から令和3年3月10日(水)午後5時まで

(2) 入札方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便の方法に限ります。令和3年3月10日必着)

下記(4)で指定した提出書類を提出してください。

- ・提出にあたっては、入札書のみを封筒に入れてのり付けし、入札書提出封筒記載例を参照し「**入札書 在中**」と記載して下さい。
- ・封緘した入札書在中封筒とその他の提出書類を同封し、「**一般競争入札参加申込書等在中**」と記載し提出して下さい。

【提出先】

〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506

佐倉市、酒々井町清掃組合 施設管理課

※法人、個人とも単独での申込みに限ります。(共同入札等は、認めません。)

(3) 入札保証金の納付方法

- ① 入札をする前に、契約希望額(消費税込)の10分の1以上(円未満切上げ)の金額を入札保証金として、佐倉市、酒々井町清掃組合が配布する納付書(3枚綴り)を用いて、令和3年2月22日から令和3年3月10日までの間に納付して下さい。その際、納付書兼領収書を必ずお受け取り下さい。
※納付書は、酒々井リサイクル文化センターで配布します。
- ② 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札参加者が入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。なお、金融機関への振込手続には4週間程度を要しますので、その旨ご了承ください。
- ③ 入札保証金には、利子を付しません。
- ④ 落札者の入札保証金は、原則として売買契約締結時に契約保証金に充当します。

(4) 提出書類

※使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印(法人の場合は、代表者印)を使用して下さい。

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

イ 印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの。) 1通

法人で入札する場合は法人の印鑑登録証明書、個人で入札する場合は個人の印鑑登録証明書となります。

ウ 入札書

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100の金額を記載してください。

エ 入札保証金納付証明書

上記(3)で納付した際に受領した納付書兼領収書の写し 1通

オ 法人登記全部事項証明書

(法人で入札する場合のみ。発効日から3か月以内のもの。) 1通

※全部事項証明書は、現在事項証明書または履歴事項証明書に限ります。

カ 役員等名簿(法人で入札する場合のみ。)

登記事項証明書に記載されている役員等全員についてご記載ください。

4 開札

(1) 開札の日時

令和3年3月11日(木) 午前9時00分

(2) 開催の場所

佐倉市、酒々井町清掃組合 管理棟1階 第1会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、事業担当課以外の職員の立会のもと公開して行います。

イ 希望者は開札を傍聴することができます。

(4) 無効な入札

ア 入札に参加する資格がない者が行った入札

イ 3(4)に記載した提出書類を提出していない者が行った入札

ウ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金がこの公告で定めた額に達しない者が行った入札

エ 予定価格(最低売却価格)を下回る入札

オ 入札に当たり他人を脅迫した者、その他不正行為があった者が行った入札

カ 普通郵便など指定した方法以外の郵便、又は宅配便などの方法により提出された入札書

キ 上記3(2)において指定したあて先以外に郵送された入札書

ク 同一人から複数郵送された入札書

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書のうち、予定価格(最低売却価格)以上で最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

イ 落札者となるべき同価格を入札された方が2者以上あった場合はくじ引きとします。くじ引きの方法は、別途ご連絡します。その際くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(6) 落札価格の決定

ア 入札書に記載された入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。)をもって落札価格とします。

5 契約

(1) 千葉県警察本部への確認

暴対法及び佐倉市暴力団排除条例の目的を達成するため、落札者が提出した書類は、千葉県警察本部に提供し、確認を行います。

確認の結果、2(4)又は(5)に定める入札参加者の資格を有さない者であることが判明した場合は、その落札者の決定は無効となり、既に納入された入札保証金は佐倉市、酒々井町清掃組合に帰属することとなります。

(2) 契約書の作成及び締結期限

契約に当たっては、売買契約書の作成が必要となります。落札者は、令和3年3月15日(月)までに契約を締結してください。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合には、落札者の決定を無効とし納付された入札保証金は佐倉市、酒々井町清掃組合に帰属するものとします。

(3) 契約保証金

契約の締結に当たっては、佐倉市、酒々井町清掃組合が定めた契約保証金の納付が必要となります。本契約における契約保証金の額は、納付済み入札保証金の額と同額とします。

(4) 費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

(5) 売払代金の納付

落札者は、売払い代金と契約保証金との差額について、佐倉市、酒々井町清掃組合が発行する納入通知書により、令和3年3月30日(火)午後2時30分までに一括納付しなければなりません。

6 所有権の移転及び物件の引渡し

(1) 売払い物件の所有権は、売払い代金を完納したときに移転するものとし、落札者は当該所有権移転から15日以内に物件を搬出して下さい。

(2) 物件の引渡方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切行いません。

7 留意事項

(1) 提出された「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」等は、返却しません。

(2) 異議申立て

入札参加者は、入札後、物件調書等の不明その他いかなる理由をもっても、異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市の契約事務に関する要綱、要領等を準用することから、「佐倉市契約事務要綱・佐倉市郵便入札約款・佐倉市制限付き一般競争入札実施要領」等を熟読の上、入札に参加してください。

※佐倉市役所契約検査室

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000004686.html>

※ただし、この公告に関する要綱、要領等の質問は佐倉市、酒々井町清掃組合事業担当課で回答しますので、佐倉市役所契約検査室には問い合わせをしないでください。

9 担当

事業担当課

施設管理課 電 話 番 号 043-496-7511

ファクシミリ番号 043-496-6398

佐倉市、酒々井町清掃組合ホームページ

<https://www.ss-seisou.jp/>